



# 宮 崎 県 公 報

平成23年3月3日(木曜日) 第 2264 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………( “ ) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………( “ ) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更……………( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事

頁

- 業所)の廃止……………(国保・援護課) 2
- 保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(4件)……………( “ ) 3

### 公 告

- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 4
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令……………(管理課) 4
- 公共測量終了の通知……………( “ ) 4
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4

### 人事委員会規則

- 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 140号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿 河台2丁目 9番地	ニチイケア センター日 向	宮崎県日向 市原町4丁 目1番16号	平成22年 12月1日
特定非営利 活動法人霧 島敬愛	宮崎県北諸 県郡三股町 大字樺山39 20番地41	特定非営利 活動法人 霧島敬愛	宮崎県都城 市山之口町 山之口3346 番地5	平成23年 2月1日
有限会社つ だ福祉サー ビス	宮崎県延岡 市東浜砂町 1114番地1	みちの音	宮崎県延岡 市水尻町2 25番地30	平成22年 12月1日
有限会社ア ドニス介護 支援サービ ス	宮崎県延岡 市大貫町3 丁目720番 地1	憩いの郷 とみやま	宮崎県延岡 市富美山町 515番地2	平成23年 1月11日

### 宮崎県告示第 141号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿 河台2丁目 9番地	ニチイケア センター日 向	宮崎県日向 市原町4丁 目1番16号	平成22年 11月1日

### 宮崎県告示第 142号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
株式会社 川野ソー シャルワ ークオフ	宮崎県小林市細野 1892番地5	本町ヘル パーセン ター	宮崎県小林市細野 1892番地5

イス			
----	--	--	--

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県小林市細野18 92番地 5	宮崎県小林市堤2916 番地 5	平成22年 4 月 6 日

宮崎県告示第 143号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社川野ソーシャルワークオフィス	宮崎県小林市細野1892番地 5	本町ケアプランセンター	宮崎県小林市細野1892番地 5

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県小林市細野18 92番地 5	宮崎県小林市堤2916 番地 5	平成22年 4 月 6 日

宮崎県告示第 144号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社つだ福祉サービス	宮崎県延岡市東浜砂町1114番地 1	みちの音	宮崎県延岡市水尻町 2 25番地30	平成22年 12月 1 日

宮崎県告示第 145号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字中山173-8
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字森ノ下1094番 3 地先から同郡同村同大字同字1094番 3 地先まで	旧	6.3 ~ 23.8	58.6
				新	15.7 ~ 30.6	

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
365	県道	宮崎佐土原西	宮崎市佐土原町下田島	旧	5.7 ~ 18.4	95.8

都自転車道線	字広瀬川四番 18777番 1地先から同市同町下田島同字四番 18777番 1地先まで	新	4.7 ~ 24.2	97.3

## 宮崎県告示第 148号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市須木奈佐木字横谷4656番1地先から同市須木奈佐木同字4653番3地先まで	旧	8.0 ~ 12.3	74.5
				新	10.0 ~ 14.8	74.5

## 宮崎県告示第 149号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
433	県道	鶴戸神宮線	日南市大字宮浦字網割3068番2地先から同市同大字同字3068番8地先まで	旧	15.5 ~ 17.8	36.8
				新	22.4 ~ 64.8	36.8

## 宮崎県告示第 150号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字森ノ下1094番3地先から同郡同村同大字同字1094番3地先まで	平成23年 3 月 3 日

## 宮崎県告示第 151号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
365	県道	宮崎佐土原西都自転車道線	宮崎市佐土原町下田島字広瀬川四番 18777番1地先から同市同町下田島同字四番 18777番1地先まで	平成23年 3 月 3 日

## 宮崎県告示第 152号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木高岡線	小林市須木奈佐木字横谷4656番1地先から同	平成23年 3 月 3 日

市須木奈佐  
木同字4653  
番3地先ま  
で

宮崎県告示第 153号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月 3 日から平成23年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
433	県道	鶴戸神 宮線	日南市大字 宮浦字網割 3068番2地 先から同市 同大字同字 3068番8地 先まで	平成23年 3 月 3 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、浦之名地区 5 換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日  
平成23年 2 月22日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号  
協同日之出産業株式会社  
東諸県郡国富町大字塚原 430- 3  
宮崎県知事許可（般・特-22）第 12791号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

宇野 和文

4 処分の内容

平成23年 3 月 9 日から平成23年 3 月18日までの10日間、鋼構造物工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものの営業停止を命じる。

注1 「鋼構造物工事業に関する営業」とは、発注者から直接鋼構造物工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が鋼構造物工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 民間工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

協同日之出産業株式会社は、「西表島マンゴー農業生産法人ハウス新築工事」及び、「農業生産法人みやこ島南の農園（株）果樹温室設置工事」に関し、特定建設業の許可を持たない元請業者と政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第 1 項第 7 号に該当するものである。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成22年宮崎県公報第2232号により公告した公共測量（2 級基準点 4 点）が平成22年12月 5 日終了した旨、小林市長から通知があった。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字宮村字前畑1201番、1204番、1207番、1208番1、1208番2、1209番、1213番、1276番10、1276番11、1276番12	北諸県郡三股町五本松 1- 1 三股町土地開発公社

人事委員会規則

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 3 日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 2 号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の分限に関する条例（昭和28年11月宮崎県条例第41号以下「条例」という。）第 6 条の規定に<u>基</u>き、その実施に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(権限委任の通知)</p> <p>第 2 条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年12月法律第 261号）第 6 条第 2 項の規定により職員の降任、免職及び休職を行う権限を、補助機関たる上級の地方公務員に委任した場合には、速やかに、委任を受けた地方公務員の氏名、職名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(診断書)</p> <p>第 3 条 任命権者は、条例第 2 条第 1 項の規定により医師 2 名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状の<u>外</u>具体的意見を記載した診断書の<u>作製</u>を委嘱しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復職及び更新の手続)</p> <p>第 4 条 任命権者は、条例第 3 条第 1 項の規定により休職期間を更新するとき又は同条第 2 項の規定により休職者を復職させるときは、医師 2 名を指定して、その診断の結果に<u>基</u>き、これを行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 5 条・第 6 条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の分限に関する条例（昭和28年11月宮崎県条例第41号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に<u>基</u>づき、その実施に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(権限委任の通知)</p> <p>第 2 条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年12月法律第 261号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により職員の降任、免職及び休職を行う権限を、補助機関たる上級の地方公務員に委任した場合には、速やかに、委任を受けた地方公務員の氏名、職名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(診断書)</p> <p>第 3 条 任命権者は、条例第 2 条第 1 項の規定により医師 2 名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状の<u>ほか</u>、<u>具体的意見を記載した診断書の作成</u>を委嘱しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復職及び更新の手続)</p> <p>第 4 条 任命権者は、条例第 3 条第 1 項の規定により休職期間を更新するとき又は同条第 2 項の規定により休職者を復職させるときは、医師 2 名を指定して、その診断の結果に<u>基</u>づき、これを行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(休職期間の通算)</p> <p>第 5 条 <u>任命権者が、条例第 3 条第 1 項の規定により休職の期間を定めるに当たって、法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして休職とした職員が復職した場合において、任命権者が復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病により、復職の日から起算して 1 年以内に当該職員を新たに休職とするときは、その者の新たな休職期間は、当該復職の日前の休職期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>第 6 条・第 7 条 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の職員の分限に関する規則第 5 条の規定は、この規則の施行の日前の休職期間については適用しない。</p>	
<p>市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成23年 3 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武</p>	
<p>宮崎県人事委員会規則第 3 号</p> <p>市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>市町村立学校職員の分限に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(診断書)</p> <p>第 3 条 任命権者は、条例第 2 条第 1 項の規定により医師 2 名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状のほか、<u>具体的意見を記載した診断書の作製</u>を委嘱しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>改正後</p> <p>(診断書)</p> <p>第 3 条 任命権者は、条例第 2 条第 1 項の規定により医師 2 名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状のほか、<u>具体的意見を記載した診断書の作成</u>を委嘱しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

（休職期間の通算）

第 5 条 任命権者が、条例第 3 条第 1 項の規定により休職の期間を定めるに当たって、地方公務員法（昭和25年12月法律第 261号）第28条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして休職とした職員が復職した場合において、任命権者が復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病により、復職の日から起算して 1 年以内に当該職員を新たに休職とするときは、その者の新たな休職期間は、当該復職の日前の休職期間に引き続くものとみなす。

第 5 条・第 6 条 [略]

第 6 条・第 7 条 [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市町村立学校職員の分限に関する規則第 5 条の規定は、この規則の施行の日前の休職期間については適用しない。